

総務人第 439-1 号  
平成 24 年 2 月 9 日

各 所 属 長 様

総 務 局 長

労使関係に関する職員のアンケート調査について（依頼）

先月は、年度末のお忙しい中、「労使関係についての調査」にご協力頂きありがとうございました。

引き続き労使関係の適正化を図る取組みとして、別添市長メッセージのとおり、「労使関係に関する職員アンケート調査」を次のとおり実施します。

つきましては、所属職員に周知いただくとともに、調査についてご協力いただきますようよろしくお願ひします。

1 調査内容 別紙「労使関係に関する職員アンケート調査」のとおり

2 調査対象 大阪市職員（ただし、任期付職員、再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時の任用職員、消防局職員を除く）

3 調査期間 平成 24 年 2 月 10 日（金）～16 日（木）

4 調査実施の職員周知及び方法について

（1）職員周知

- ・ 調査内容は、府内ポータルに掲載（2 月 10 日予定）します。  
(府内ポータル>所属サイト>総務局)

各職員には総務局人事課から調査依頼を個人アドレス宛てに送付します。

（2）調査方法

- ・ 今回の調査は府内ポータル上の「府内アンケートサイト」を使用して行います。  
また、速やかに集計・分析を行う必要があるため、紙での回答は受け付けません。
- ・ 府内ポータルへの接続台数が十分でない職場については、府内パソコンの使用調整を行い、全職員が回答できるようお願いします。
- ・ 派遣職員など府内ポータルへの接続環境がない者、育児休業者や病気休職者など調査期間中不在の者は対象外とします。
- ・ 回答した内容の集計については、府内アンケートサイトシステムにより行いますので、所属での取りまとめは不要です。

5 その他

調査、回答方法等、ご質問があれば担当までお問い合わせください。

担当：総務局人事部人事課人事グループ (電話 6208-7511)

2012年2月9日

職員各位

アンケート調査について

市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて、次々に問題が露呈しています。

この際、野村修也・特別顧問のもとで、徹底した調査・実態解明を行っていただき、瞼を出し切りたいと考えています。

その一環で、野村特別顧問のもとで、添付のアンケート調査を実施いただきます。

以下を認識の上、対応よろしくお願ひします。

1) このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます。

正確な回答がなされない場合には処分の対象となります。

2) 皆さんのが記載した内容は、野村特別顧問が個別に指名した特別チーム（市役所外から起用したメンバーのみ）だけが見ます。

上司、人事当局その他の市役所職員の目に触れるることは決してありません。

調査票の回収は、庁内ポータルまたは所属部局を通じて行いますが、その過程でも決して情報漏えいが起きないよう、万全を期してあります。

したがって、真実を記載することで、職場内でトラブルが生じたり、人事上の不利益を受けたりすることはありませんので、この点は安心してください。

また、仮に、このアンケートへの回答で、自らの違法行為について、真実を報告した場合、懲戒処分の標準的な量定を軽減し、特に悪質な事案を除いて免職とはなりません。

以上を踏まえ、真実を正確に回答してください。

以上

大阪市長

橋下徹

## 参考

(別紙)

- ・実際の回答は府内ポータルの「アンケートサイト」を利用していただきます。
- ・紙での回答は受け付けませんので、必ず「アンケートサイト」を使用してください。

Q 1 あなたの氏名をご記入ください。【氏名】

Q 2 あなたの職員番号をご記入ください。【職員番号】

Q 3 あなたが所属する部署をお答えください。

Q 4 あなたの職種をお答えください。

- 1. 事務(行政職・企業職・病院事務・学校事務)
- 2. 技術(行政職・企業職)
- 3. 技能職員(市長部局)
- 4. 運輸職員       5. 運転士(手)       6. 車掌
- 7. 駅務員       8. 技術員       9. 技能職員
- 10. 技能職員(水道局)       11. 技能職員(病院局)
- 12. 管理作業員       13. 給食調理員       14. 作業員・電気作業員・汽かん員
- ※4~9は交通局職員 12~14は教育委員会(学校園)職員
- 15. ヘルパーコーディネーター       16. 音楽士       17. 介護福祉職員
- 18. 監理事務職員       19. 機関長       20. 司書       21. 社会教育主事(補)
- 22. 守衛       23. 船長       24. 電話交換手
- 25. 福祉職員       26. 臨床心理職員       27. 保育士       28. 医師
- 29. 歯科医師       30. 医療技術職員       31. 栄養士       32. 獣医師
- 33. 薬剤師       34. 看護師       35. 助産師       36. 保健師
- 37. 学芸員(補)       38. 研究員       39. 業務員       40. 技術作業員
- 41. 事業担当主事補       42. 自立支援員       43. 生活支援員
- 44. 教員       45. 寄宿舎指導員       46. 日常生活訓練助手
- 47. 実習助手       48. 指導員       49. 養護職員

Q 5 あなたの職員区分をお答えください。

- 1. 局長級・区長       2. 部長級       3. 課長級
- 4. 課長代理級       5. 係長級       6. 係員
- 7. 技能統括・作業長【技能労務職】
- 8. 部門監理主任・副作業長【技能労務職】
- 9. 業務主任【技能労務職】       10. 一般職員【技能労務職】

Q 6 あなたは、これまで大阪市役所の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加したことがありますか(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答えください)。

(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供していただくことも可能です。

1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。

2. 誘われたので参加した。

→ [活動内容]

→ [誘った人]

→ [誘われた場所(例:執務室)]

→ [誘われた時間帯(例:昼休み)]

3. 参加していないが、誘われたことはある。

→ [誘われた活動の内容]

→ [誘った人]

→ [誘われた場所]

→ [誘われた時間帯]

4. 参加したことも、誘われたこともない。

5. 組合に加入したことはない

Q7 あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聞いたりする活動も含む。)に参加したことがありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

(注)「誘った人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供していただくことも可能です。

1. 誘われていないが、自分の意思で参加した。  
 2. 組合(組合の役職者など構成員を含む)から誘われたので参加した。

→ [活動内容:]

→【誘った人】

→【誘われた場所(例:執務室)】

→【誘われた時間帯(例:昼休み)】

3. 組合以外の者(職場の上司など)から誘われたので参加した。

→ [活動内容:]

→【誘った人】

→【誘われた場所】

→【誘われた時間帯】

4. 参加していないが、組合から誘われたことはある。

→【誘った人】

→【誘われた場所】

→【誘われた時間帯】

5. 参加していないが、組合以外の者(職場の上司など)から誘われたことはある。

→【誘った人】

→【誘われた場所】

→【誘われた時間帯】

6. 誘われたことも、参加したこともない。

Q 8 あなたは、この2年間、職場の関係者から、特定の政治家に投票するよう要請されたことはありますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

(注)「要請した人」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供していただくことも可能です。

1. 要請されたことがある。

→  a. 組合(組合の役職者など構成員を含む)からの要請

【要請した人】

→  b. 組合以外の者(職場の上司など)からの要請

【要請した人】

【要請された場所(例:執務室)】

【要請された時間帯(例:昼休み)】

2. 要請されたことはない。

Q 9 いわゆる「紹介カード」(特定の選挙候補者陣営への提供を目的として、知人・親戚などの情報を提供するためのカード)について伺います。

(注)「カードを配布した人」「紹介カードの配布を依頼した人」「言われた相手」の氏名は、回答いただかなくても構いません。末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供していただくことも可能です。

(1) あなたは、この2年間、「紹介カード」を配布されたことがありますか。

1. 配布され、受け取った。

→ 【カードを配布した人】

→ 【カードを配布された場所(例:執務室)】

→ 【カードを配布された時間帯(例:昼休み)】

2. 配布されたが、受け取らなかった。

→ 【カードを配布した人】

→ 【カードを配布された場所】

→ 【カードを配布された時間帯】

3. 配布する側だった。

→ 【紹介カードの配布を依頼した人】

→ 【配布方法】

4. 配布されたことがない。

(2)(1)で「受け取った」と答えた方のみお答えください。「紹介カード」を記入・返却しましたか。

- 1. 知人・親戚などの情報を記入して返却した。
- 2. 知人・親戚などの情報を一切記入せずに返却した。
- 3. 返却しなかった。

(3)(2)で「記入して返却した」と答えた方のみお答えください。記入して返却した理由は何ですか。

- 1. カードに記載された選挙候補者を応援したいと思ったから。
- 2. 記入・返却に協力しないと、「不利益が及ぶ」といった趣旨のことを言わされたから。

→【言わされた相手】

→【言わされた場所(例:執務室)】

→【言わされた時間帯(例:昼休み)】

→ どのような不利益が及ぶと言われましたか

【

- 3. 直接に「不利益が及ぶ」と言わされたわけではないが、記入・返却に協力しないと、「不利益が及ぶ」可能性があると思ったから。

→【なぜそう思いましたか】

→ どのような不利益が及ぶ可能性があると思いましたか

【

Q10 組合の幹部は、職場において優遇されていると思いますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。また、その場合、これを指摘しづらい雰囲気があるとすれば、具体的には、どのようなものでしょうか。

- 1. 思う。

→ [ 理由 ]

→ [ 指摘しづらい理由 ]

- 2. 思わない。

Q11 職員の採用について、お尋ねします(複数回答可)。組合加入の有無を問わず全員お答えください。

- 1. 政治家の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。
- 2. 組合幹部の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。
- 3. 市職員の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。
- 4. 上記以外の者の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった者がいる。  
→【具体的に】
- 5. 自分自身が上記のような者の推薦により、採用で有利に取り扱ってもらった。  
→【具体的に】

※なお、現業職員の不透明な採用があったことに対応して、全体として研修制度を設けることを検討していますので、こうした採用であったことだけを理由に免職になることはありません。

- 6. 採用で有利に取り扱ってもらう例はない。

Q12 この2年間、職場において選挙のことが話題になったことはありますか(複数回答可)。組合加入の有無を問わず全員お答えください)。また、その話題の中であなたへの投票依頼の意図を感じたことはありますか。

- 1. 休み時間に、仲間同士の雑談の中で話題になった。
- 2. 組合の幹部が、勤務時間中に、職務に関連して話題にした。  
→【具体的に】
  - a. 投票依頼の意図を感じた  b. 投票依頼の意図は感じなかった
- 3. 組合の幹部が、勤務時間中に、職務と無関係に話題にした。  
→  a. 投票依頼の意図を感じた  b. 投票依頼の意図は感じなかった
- 4. 職場の上司が、勤務時間中に、職務に関連して話題にした。  
→【具体的に】
  - a. 投票依頼の意図を感じた  b. 投票依頼の意図は感じなかった
- 5. 職場の上司が、勤務時間中に、職務と無関係に話題にした。  
→  a. 投票依頼の意図を感じた  b. 投票依頼の意図は感じなかった
- 6. 職場の同僚や部下が、勤務時間中に、職務に関連して話題にした。  
→【具体的に】
  - a. 投票依頼の意図を感じた  b. 投票依頼の意図は感じなかった
- 7. 職場の同僚や部下が、勤務時間中に、職務と無関係に話題にした。  
→  a. 投票依頼の意図を感じた  b. 投票依頼の意図は感じなかった
- 8. 一切話題になったことはない。

Q13 職場における以下の組合活動及び選挙運動に関して、問題ないと思われる選択肢に  をご記入ください。(複数回答可) 組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

- 1. 勤務時間外であれば(休暇をとれば)、職場内で組合活動を行っても構わない。
- 2. 勤務時間内であっても、職場の外であれば組合活動を行っても構わない。
- 3. 勤務時間外であれば(休暇をとれば)、職場内で選挙運動をしても構わない。
- 4. 勤務時間内であっても、職場の外であれば選挙運動を行っても構わない。
- 5. 職場の同僚等に、親戚等の連絡先を尋ねるのは選挙運動に当たらない。
- 6. 職場の同僚等に、候補者を応援する葉書を渡すのは選挙運動に当たらない。
- 7. 職場の同僚等に、街頭演説への参加を促すのは選挙運動に当たらない。

Q14 この2年間の大坂市の広報活動等について、どのように感じているかお尋ねします(複数回答可) 組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

- 1. 市民に配布された文書に、特定の候補者の政策を支持する内容があった。  
→【具体的に】
- 2. 選挙前に、市民に対する便宜供与が増えた。  
→【具体的に】
- 3. 選挙前に、テレビやラジオなどを通じた宣伝活動が増えた。  
→【具体的に】
- 4. 市民協働の活動を通じて、特定の候補者の政策が伝えられた。  
→【具体的に】
- 5. その他  
→【具体的に】
- 6. 特に感じていることはない。

Q15 大阪市における組合活動や選挙運動に関して、自由に回答してください。

[ ]

Q16 あなたは、組合に加入していますか。

- 1. 加入している。
- 2. 現在は加入していないが、過去に加入していたことがある。  
→ 現在加入していない理由
  - a. 加入資格がなくなった
  - b. その他

→ その他を選択した方はその理由(回答するか否かは自由です)  
【】
- 3. 加入したことはない  
→ 一度も加入されていない理由(回答するか否かは自由です)  
【】

Q17 あなたは、組合に加入することによるメリットをどのように感じています(ました)か、(複数回答可)。現在組合に加入していない方でも、過去に加入した経験のある方はお答えください。なお、回答するか否かは自由です)。

- 1. 特にメリットは感じないが、みんなが加入しているので。
- 2. 職場の人間関係が良好になる。
- 3. 様々なレクリエーションに参加できる。
- 4. 組合に入っていると情報が入りやすい。
- 5. 昇進や異動などの面で有利である。
- 6. その他  
→ 【具体的に】

Q18 あなたは、組合にはどのような力があると思いますか(複数回答可)。組合加入の有無を問わず全員お答えください。なお、回答するか否かは自由です)。

- 1. 職員の労働条件を改善してくれる。
- 2. 組合の幹部推薦があれば、市の職員として採用されやすい。
- 3. 市の政策決定に対して影響力を持っている。
- 4. 職員の人事(昇進・異動など)に対して影響力を持っている。
- 5. 市の政策に関する情報が豊富である。
- 6. 職員の人事に関する情報が豊富である。
- 7. 地域の有力者(町長など)との繋がりが深い。
- 8. その他  
→ 【具体的に】

Q19 あなたは、組合に加入しない(脱退する)ことによる不利益は、どのようなものがあると思いますか(複数回答可。組合加入の有無を問わず全員お答えください。なお、回答するか否かは自由です)。

- 1. 職場の人間関係に悪影響がある。
- 2. 昇進の道が狭まる恐れがある。  
→【具体的に】
- 3. 不本意な場所に異動となる恐れがある。
- 4. 職務の遂行に必要な情報が入りにくくなる。
- 5. 地域の有力者(町会長など)から睨まれて暮らしにくくなる恐れがある。
- 6. その他  
→【具体的に】

Q20 あなたは、これまで組合に待遇等の改善について具体的に相談したことありますか(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答えください)。ある場合、その場所、時間帯はどうでしたか(なお、回答するか否かは自由です)。

- 1. ある。  
→【相談した場所(例: 執務室)】  
→【相談した時間帯(例: 昼休み)】
- 2. ない。

Q21 あなたは、自分の納めた組合費がどのように使われているか、ご存じですか。(現在組合に加入していない方も過去の経験でお答えください)。

- 1. 十分な説明を受けている。
- 2. よく知らないが、組合活動に適切に使われているものと思っている。
- 3. よく知らないため、組合活動に適切に使われているかどうか、疑問がある。
- 4. よく知らないが、組合費の使い方に関心はない。

Q22 平成17年の職員厚遇問題を受けて、労使関係の適正化が図られましたが、あなたの職場での変化はどのように思いますか(組合加入の有無を問わず全員お答えください)。

- 1. 市全体としても自分の職場としても適正な関係になり、何の問題もない。  
→【以前の問題点】
- 2. 市全体では適正になったが、自分の職場にはまだ問題が残っている。  
→【具体的な問題点】
- 3. あまり変わっておらず、今も市全体の労使関係には問題がある。  
→【具体的な問題点】
- 4. その他  
→【具体的に】

ご回答いただきありがとうございました。

Q6、7、8、9について無記名での情報提供をいただける方に関しまして  
は、以下の通報窓口にお願いいたします。

〈通報窓口〉

通報期限：平成24年3月15日(木)迄

郵送の場合

森・濱田松本法律事務所 「大阪市通報窓口 弁護士 野村修也」

FAXの場合

メールの場合